

## 6 介護職員資質向上促進事業について

- 介護職員資質向上促進事業については、介護事業所・施設内におけるOJT（On-the-Job Training）を通じて介護職員の実践的な職業能力の向上を図りつつ、その能力を評価・認定することにより、介護事業所等における人材を育成することを目的としている。
  
- 27年度は、補助事業者において、介護事業所・施設において介護職員の実践的な職業能力の評価を行う評価者の養成（評価者講習）を行うとともに、内部評価の終了者からの申請に基づき認定を行う仕組みである介護キャリア段位として取組を進めてきたところである。本事業は28年度も実施する予定であるので、各都道府県におかれては、関係者に対して改めて周知願いたい。
  
- なお、介護事業所・施設が本事業に取り組むに当たっては、補助事業者が行う評価者講習を受講し、評価者を養成する必要があるが、地域医療介護総合確保基金において、介護従事者の確保に関する事業のうち「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」として、評価者講習にかかる費用に対する支援を盛り込んでいる。（別紙資料5-4参照）  
このため、各都道府県におかれては、当該基金を活用し、介護事業所・施設内における介護職員の人材育成に対する支援を推進していただきたい。